

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 長 官 室
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 八 番 一 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (人事課) 一
- 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 (人事課等) 五
- 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (企業局水道経営課) 六
- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 (人事課等) 六
- 手数料条例の一部を改正する条例 (財政課) 七
- いじめ防止対策調査委員会条例の一部を改正する条例 (教育庁高校教育課) 七
- 企業立地促進のための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (税務課) 七
- 特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例 (医療人材対策室) 八
- 母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金償還免除条例の一部を改正する条例 (子ども・家庭支援課) 九
- 富県宮城推進基金条例の一部を改正する条例 (経済商工観光総務課) 一〇
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (食産業振興課) 一〇
- 主要農作物種子条例 (みやぎ米推進課) 一〇

条 例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

○宮城県条例第四十八号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条並びに地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十八条第四項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第五項の規定に基づき、別に定めるもののほか、法第二十二條の二第一項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償に関する事項について定めるものとする。

(報酬及び給料)

第二条 各会計年度任用職員が受ける報酬及び給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第三条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号。以下「職員勤務時間条例」という。)第二十條又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第十八條の規定に基づき各会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例で定めるところにより支給される給料の調整額を含み、かつ、この条例で定めるところにより支給される初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。第十四條第一項及び第十五條第一項において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。第十四條第一項及び第十五條第一項において同じ。)(以下「各種手当」という。)を除いたものとする。

(報酬等)

第四条 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員(以下「第一号会計年度任用職員」という。)に対しては、月額、日額又は勤務一時間当たりの額で定める額の報酬(以下「基礎報酬」という。)及び給料の調整額に相当する報酬(以下これを「基本報酬」という。)並びに初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬(以下「加算報酬」という。)並びに期末手当を支給する。

2 第二号会計年度任用職員については、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。)第四條第一項の給料表(以下単に「給料表」という。)を適用する。

3 第一号会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表の適用を受け

る職員との権衡を考慮して前項の規定により準用する給料表に定める職務の級に分類するものとす、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表のとおりとする。

4 任命権者は、この条例の定めるところに従い、所属の第一号会計年度任用職員の職を、第二項の規定により準用するいずれかの給料表の級に格付しなければならぬ。

5 第一号会計年度任用職員の職務の級は、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

6 新たに第一号会計年度任用職員となった者の号俸は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

7 月額で定める基礎報酬の額は、その者の受ける号俸に応じた額にその者について定められた一週間当たりの勤務時間を職員勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

8 月額で定める基礎報酬の額は、その者の受ける号俸に応じた額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を職員勤務時間条例第三条第二項又は学校職員勤務時間条例第四条第二項の規定により一日につき割り振られた勤務時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この条において「育児短時間勤務職員等」という。）、法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員であつて法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの又は地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された職員に割り振られたものを除く。次項において同じ。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

9 勤務一時間当たりの額で定める基礎報酬の額は、その者の受ける号俸に応じた額を二十一で除して得た額に、職員勤務時間条例第三条第二項又は学校職員勤務時間条例第四条第二項の規定により一日につき割り振られた勤務時間で除して得た額とする。

10 給料の調整額に相当する報酬及び加算報酬は、給与条例に規定する給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の例により支給する。ただし、給料の調整額に相当する報酬並びに初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬については、前三項の例により計算した額とし、時間外勤務手当に相当する報酬の額については、給与条例に規定する育児短時間勤務職員等に支給する時間外勤務手当の例により計算した額とする。

11 第一項の期末手当は、給与条例に規定する期末手当の例により支給する。ただし、任期が六月未

満の者又は一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満の者にあつては、期末手当を支給しない。12 前各項の規定にかかわらず、その職務の特殊性等を考慮し、報酬及び期末手当の取扱いが当該各項の規定により難いときは、その取扱いについては、任命権者が人事委員会と協議して定める。

（費用弁償）
第五条 第一号会計年度任用職員に対しては、通勤に係る費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法は、給与条例の規定の適用を受ける職員の通勤手当の例による。

3 第一号会計年度任用職員の職務の特殊性等により、前項の規定により難い特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、第一項の費用弁償の額及びその支給方法は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第三十号。以下「旅費条例」という。）の規定の適用を受ける職員の旅費の例による。

第六条 第一号会計年度任用職員に対しては、公務のための旅行に係る費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額及びその支給方法は、旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費の例による。（給料等）

第七条 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員（以下「第二号会計年度任用職員」という。）に対しては、給料及び各種手当を支給する。

2 第二号会計年度任用職員については、給料表を準用する。

3 第二号会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して前項の規定により準用する給料表に定める職務の級に分類するものとす、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表のとおりとする。

4 任命権者は、この条例の定めるところに従い、所属の第二号会計年度任用職員の職を、第二項の規定により準用するいずれかの給料表の級に格付しなければならぬ。

5 第二号会計年度任用職員の職務の級は、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

6 新たに第二号会計年度任用職員となった者の号俸は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

7 第一項の規定により支給する給料の調整額及び各種手当は、給与条例に規定する給料の調整額及び各種手当の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者にあつては、期末手当を支給しない。8 前各項の規定にかかわらず、その職務の特殊性等を考慮し、給料及び各種手当の取扱いが当該各項の規定により難いときは、その取扱いについては、任命権者が人事委員会と協議して定める。（報酬及び給料の支給方法）

第八条 基本報酬及び給料の計算期間は、月の一日から末日までとし、月一回にその全額を支給する。

2 基本報酬及び給料の支給日は、人事委員会規則で定める日とする。

(給与の減額)

第九条 会計年度任用職員が勤務しないときは、他の法令等の規定によりその勤務しないことにつき特に認められている場合のほか、その勤務しない一時間につき、次条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第十条 第一号会計年度任用職員のうち月額で定める基礎報酬を支給されるものの勤務一時間当たりの給与額は、月額で定める基本報酬に初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬の額(第四条第九項の規定により計算した額をいう。以下同じ。)を加算した額に十二を乗じ、その額をその者について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから給与条例第十七条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 第一号会計年度任用職員のうち月額で定める基礎報酬を支給されるものの勤務一時間当たりの給与額は、月額で定める基本報酬に初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬の額を加算した額をその者について定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額とする。

3 第一号会計年度任用職員のうち勤務一時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるものの勤務一時間当たりの給与額は、勤務一時間当たりの額で定める基本報酬に初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬の額を加算した額とする。

4 第二号会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給与条例の規定の適用を受ける職員の場合により計算した額とする。

(休職者の給与)

第十一条 会計年度任用職員が休職にされたときの給与の取扱については、給与条例の規定の適用を受ける職員の例による。

(給与からの控除)

第十二条 会計年度任用職員に支給する給与からの控除の取扱については、給与条例の規定の適用を受ける職員の例による。

(給与等の口座振替)

第十三条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償は、当該職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(企業職員である会計年度任用職員の給与の種類、基準及び費用弁償)

第十四条 地方公営企業法第十五条第一項に規定する職員である会計年度任用職員の給与の種類は、給料及び各種手当(へき地手当を除き、かつ、第一号会計年度任用職員については、特地勤務手当

を除く。)とする。

2 前項の給与の額及び支給方法は、この条例に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償の額並びに支給方法を基準とし、地方公営企業法第三十八条第二項及び第三項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(単純労務職員である会計年度任用職員の給与の種類及び基準)

第十五条 法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員である会計年度任用職員の給与の種類は、給料及び各種手当(初任給調整手当及びへき地手当を除き、かつ、第一号会計年度任用職員については、特地勤務手当を除く。)とする。

2 前項の給与の額及び支給方法は、この条例に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償の額並びに支給方法を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して任命権者が別に定める。

3 任命権者が前項の定めをする場合においては、知事に協議しなければならない。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和元年宮城県条例第四十九号。次項において「整備条例」という。)による改正前の附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号。以下「旧附属機関給与等条例」という。)の適用を受けていた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十九号。次項において「改正法」という。)による改正前の法第三条第三号に掲げる特別職の職員(旧附属機関給与等条例第六条第一項の外国青年を除き、かつ、月額の報酬を受けていたものに限る。以下「月額報酬嘱託員等」という。)であつて、施行日に公募によらず採用され、この条例の適用を受けて同種の業務に従事することとなるものについて、その者が施行日以後一年間において受ける予定の年間給与額が施行日の前日において適用されていた報酬の月額に十二を乗じた額に達しないこととなる場合には、施行日から令和三年三月三十一日までの間(その者が令和三年三月三十一日までこの条例の適用を受け、かつ、令和三年四月一日に公募によらず再度採用されてこの条例の適用を受けることとなる場合については令和四年三月三十一日までの間、さらにその者が令和四年三月三十一日までこの条例の適用を受け、かつ、令和四年四月一日に公募によらず

再度採用されてこの条例の適用を受けることとなる場合については令和五年三月三十一日までの間)、その差額に相当する額を十二で除して得た額を報酬又は給料として支給する。

3 施行日の前日において旧附属機関給与等条例の適用を受けていた改正法による改正前の法第三条第三項第三号に掲げる特別職の職員(月額報酬嘱託員等及び旧附属機関給与等条例第六条第一項の外国青年を除く。)又は整備条例による改正前の給与条例第二十二条の適用を受けていた臨時若しくは非常勤の職員で、施行日に公募によらず採用され、この条例の適用を受けることとなる者について、前項の規定による報酬又は給料を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定に準じて、報酬又は給料を支給する。

4 施行日以後に新たに採用され、この条例の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による報酬又は給料を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、任命権者の定めるところにより、前二項の規定に準じて、報酬又は給料を支給する。

(人事委員会規則への委任)

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表(第四条、第七条関係)

会計年度任用職員級別標準職務表

給料表の種類	職務の級	標準的な職務
行政職給料表	1 級	定型的な事務又は技術の職務
	2 級	知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	3 級	高度の知識経験を必要とする事務又は技術の職務
	4 級	特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う事務又は技術の職務
	5 級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う事務又は技術の職務

備考 行政職給料表の適用を受ける者以外の者の職務の級の分類は、旅費条例第二条第二項の行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務の級とこの表に定める職務の級との権衡を考慮し、任命権者が知事に協議して定める。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

例

第一条 職員の分限に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の一項を加える。

5 法第二十二條の二第一項に規定する職員に対する第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「三年」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定に基づき任命権者が定める任期」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年宮城県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第三条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「育児休業をしている職員」の下に「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する職員を除く。」を加える。

第八条第一項中「育児休業をした職員」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する職員を除く。)」を加える。

第十九條第二号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

第二十条第三項中「定める休暇」の下に「又は配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が定める者で負傷、疾病若しくは老齢により任命権者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするための任命権者が定める休暇」を加え、「当該休暇」を「これらの休暇」

に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第四条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年宮城県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第五条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年宮城県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「地方公務員法」の下に「第二十二條の二第二項第二号に掲げる職員及び同法」を加える。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第六条 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「次条第一項に規定する外国青年を除く。」を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第八条(見出しを含む)中「及び外国青年」を削る。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第七条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「一般職の職員」の下に「地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する職員」を、「並びに企業職員」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する職員を除く。第二十四條において同じ。)」を、「及び単純労務職員」の下に「(同項に規定する職員を除く。第二十五條において同じ。)」を加える。

第四条第二項中「第二十二條に規定する職員以外のすべて」を「全て」に改める。

第二十二條の見出し中「臨時又は非常勤」を「臨時的に任用される」に改め、同条第一項中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」については「(臨時に任用される職員の給与について、他の職員の給与との権衡上この条例の規定により難しい場合には)」に、「賃金又は報酬」を「給与」に改め、同条第二項を削る。

第二十四條第三項及び第二十五條第四項中「臨時又は非常勤の」を「臨時的に任用される」に改め、「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を削る。

別表第一備考中「ただし、第22条に規定する職員を除く。」を削る。
(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第八条 職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「属する職員」の下に「(同法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員を除く。)」を加える。

(職員等の懲戒に関する条例の一部改正)

第九条 職員等の懲戒に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対する減給について準用する。

この場合において、前項中「給料(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和四十六年宮城県条例第四十七号) 第三条第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料に教職調整額を加算した額)」とあるのは、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮城県条例第四十八号) 第四条第一項の基本報酬」と読み替えるものとする。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第十条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

公営企業の設置等に関する条例(昭和四十九年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。
別表第一大崎広域水道の項中「九五〇円」を「四九六円」に、「六七円」を「九一元」に改め、同

表仙南・仙塩広域水道の項中「一、〇五〇円」を「八一七円」に、「五四円」を「四二円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までの水道用水供給事業の施設の利用に係る料金のうち使用料金の額については、なお従前の例による。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「若しくは地方公務員法第十六條第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第十九條の二第二号中「(同法第十六條第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条

第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十条第一項中「若しくは地方公務員法第十六條第一号に該当して同法第二十八條第四項の

規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第二十三條中「定が」を「定めが」に改め、同条第五号中「の定める」を「で定める」に、「従い」を「より」に改め、同条第六号中「当該各号に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは地方公務員法第十六條第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し」を削り、「当該各号の」を「それぞれ第二号、第三号又は第五号の規定の」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第二条 職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「第十六条第二号から第五号まで」を「第十六条各号」に、「場合には、同項」を「ときは、前項」に改め、同条第五項中「定が」を「定めが」に改め、同条第六項中「、第四項及び前項」を「及び前二項」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、同条第七項中「者」の下に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第三条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十二号

手数料条例の一部を改正する条例

第一条 手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表三百四の項及び三百五の項中「額（一）の下に「建築物省エネルギー法第二十九条第三項に規定する他の建築物がある場合にあつては、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額）（一）を加える。」

第二条 手数料条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表三百四の項中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改め、同表三百五の項中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第二十九条第三項」を「第三十四条第三項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に、「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同表三百六の項中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法

律第四号）の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

いじめ防止対策調査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

いじめ防止対策調査委員会条例の一部を改正する条例

いじめ防止対策調査委員会条例（平成二十六年宮城県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とする。

第七条第二項中「属すべき委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同条を第八条とする。

第六条を第七条とする。

第五条第二項中「、委員」の下に「及び議事に関係のある臨時委員」を加え、同条第三項中「出席した委員」の下に「及び議事に関係のある臨時委員」を加え、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（臨時委員）

第四条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県いじめ防止対策調査委員会の委員の項中「の委員」の下に「及び臨時委員」を加える。

企業立地促進のための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

企業立地促進のための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業立地促進のための県税の特例に関する条例（平成十九年宮城県条例第百号）の一部を次のように改正する。

題名中「特例」を「課税免除等」に改める。

第一条中「第六条第二項」を「第六条」に、「不均一課税」を「課税免除及び不均一課税（以下「課税免除等」という。）」に改める。

第二条の見出し中「不均一課税」を「免除」に改め、同条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「の税率は、宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号。以下「県税条例」という。）第四十一条並びに附則第十条の二及び第十条の二の二の規定にかかわらず、これらに規定する率に二分の一を乗じて得た率とする」を「を免除する」に改める。

第三条中「県税条例」を「宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号。以下「県税条例」という。）」に改める。

第五条（見出しを含む。）及び第六条（見出しを含む。）中「不均一課税」を「課税免除等」に改める。

第八条第一項中「課税免除又は不均一課税」を「課税免除等」に改め、同条第二項中「第二条第二号中「四分の三」とあるのは「二分の一」と、同条第三号中「八分の七」とあるのは「二分の一」を「第二条中「の税率は、宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）第四十一条、第四十七条並びに附則第十条の二及び第十条の二の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする」とあるのは「を免除する」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条、第三条、第五条、第六条及び第八条の規定は、令和元年十月一日から適用する。

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例

（目的）

第一条 この条例は、看護師が特に不足している特定の地域の医療施設において将来看護師として業

務に従事しようとする看護学生に対し修学資金を貸し付けることにより、当該医療施設に看護師を早急に確保し、もって当該地域における適切な医療を提供する体制の整備を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「医療施設」とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院のうち、病床数が二百床以上のものであって、規則で定めるものをいう。

2 この条例において「看護学生」とは、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第一号から第三号までに規定する大学、学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者をいう。

（貸付対象者）

第三条 知事は、次の各号のいずれにも該当する看護学生に対し、修学資金を貸し付けることができる。

一 看護師が特に不足している特定の地域として規則で定めるものの医療施設（以下「特定医療施設」という。）において、将来看護師の業務（以下「業務」という。）に従事しようとする者

二 平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日までに養成施設に入学し、当該養成施設を令和十年三月三十一日までの間に卒業することが見込まれる者

三 看護学生修学資金貸付条例（昭和三十八年宮城県条例第五号）に基づく修学資金の貸付けを受けていない者

（貸付金額）

第四条 修学資金の貸付金額は、規則で定める。

2 修学資金は、無利子とする。

（貸付けの申請）

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（保証人）

第六条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、二名の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付けの決定）

第七条 知事は、第五条の申請書の提出があったときは、速やかに貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

（貸付けの休止及び停止）

第八条 知事は、修学資金の貸付けを受けている者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その

日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを休止するものとする。

2 知事は、修学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該月から修学資金の貸付けを停止するものとする。

- 一 死亡したとき。
- 二 退学したとき。
- 三 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 四 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(償還)

第九条 修学資金の貸付けを受けた者は、規則で定める期間（次条の規定により償還を猶予されたときは、当該猶予された期間とこの条の規定により規則で定める期間を合算した期間）内に当該修学資金を償還しなければならない。

(償還の猶予)

第十条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当と認められる期間、当該修学資金の償還を猶予することができる。

- 一 第八条第二項の規定により修学資金の貸付けを停止された後も、引き続き養成施設に在学しているとき。
- 二 次条第一項の規定による償還の免除（同項第二号に該当する場合を除く。）を受けるために特定医療施設において業務に従事しているとき。
- 三 災害、病気その他のやむを得ない事由により、看護師免許に係る試験を受けられないとき、又は看護師免許の取得後、特定医療施設において業務に従事できないとき。

(償還の免除)

第十一条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該修学資金の償還を免除するものとする。

- 一 養成施設を卒業後遅滞なく特定医療施設において業務に従事し、かつ、特定医療施設において業務に従事した期間と前条第三号（看護師免許の取得後、特定医療施設において業務に従事できないときに限る。）に該当して同条の規定により償還を猶予された期間を合算した期間が、三年に当該猶予された期間を加えた期間に達したとき（当該従事した期間と当該猶予された期間が引き続いている場合に限る。）。

二 前号に該当して償還の免除を受けるために特定医療施設において業務に従事している場合にお

いて、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が死亡、心身障害その他のやむを得ない事由により当該修学資金を償還することができなくなったときは、当該修学資金の償還を免除することができる。

(準用)

第十二条 第五条及び第七条の規定は、第十条の規定による償還の猶予及び前条の規定による償還の免除について準用する。

(届出等)

第十三条 第十条第二号に該当して同条の規定により償還を猶予された者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 特定医療施設において業務に従事したとき（業務の従事先を変更したときを含む。）。
- 二 毎年四月一日に特定医療施設において業務に従事しているとき。
- 三 特定医療施設において業務に従事しなくなったとき。

2 知事は、第十条第二号に該当して同条の規定により償還を猶予された者が、前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該猶予の決定を取り消すことができる。

(違約金)

第十四条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が償還期間内に当該修学資金を償還しなかったときは、償還期間の満了の日の翌日から償還の日までの日数に応じ、延滞金額につき年十四・五パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。
- 2 この条例は、令和十年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 3 この条例の失効の日の前日までにを行った修学資金の貸付けについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金償還免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十六号

母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金償還免除条例の一部を改正する条例

母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金償還免除条例（昭和四十三年宮城県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 知事は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十一条に規定する母子臨時児童扶養等資金又は同令第三十一条の四の二に規定する父子臨時児童扶養資金の貸付けを受けた者が所得の状況により当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

附 則

この条例は、令和元年十一月一日から施行する。

富県宮城推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十七号

富県宮城推進基金条例の一部を改正する条例

富県宮城推進基金条例（平成二十年宮城県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用される同条例」を削り、「附則第十条の二の二の規定の適用があるものとして同条」を「第四十一条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、令和元年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

卸売市場審議会条例及び卸売市場条例の廃止
第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 卸売市場審議会条例（昭和四十六年宮城県条例第四十一号）

二 卸売市場条例（昭和四十六年宮城県条例第四十九号）

（手数料条例の一部改正）

第二条 手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表二百四十八の項の次に次のように加える。

二百四十八の二 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第三条第三項の規定に基づき同法第一条の規定による改正後の卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項の規定に基づく地方卸売市場の認定を申請する者	申請するとき	一万円
---	--------	-----

第三条 手数料条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百四十八の二の項中「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第三条第三項の規定に基づき同法第一条の規定による改正後の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和元年十二月二十一日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表卸売市場審議会の委員及び専門調査員の項を削る。

主要農作物種子条例をここに公布する。

令和元年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十九号

主要農作物種子条例

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 主要農作物の種子の生産及び普及に関する施策(第七条―第十七条)

第三章 主要農作物品種審査会(第十八条―第二十四条)

第四章 雑則(第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、主要農作物の種子の生産及び普及に関し、基本理念を定め、並びに県、種子生産者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 主要農作物 稲、大麦、小麦及び大豆をいう。

二 種子生産者 主要農作物の種子を生産する者をいう。

三 関係機関等 主要農作物の種子の生産に関係する機関及び農業者団体をいう。

四 指定採種団体 第八条第一項の規定により指定された団体をいう。

(基本理念)

第三条 主要農作物の種子の生産及び普及は、本県の農業の持続的な発展及び良質な主要農作物の安定的な供給に資することを旨として行われなければならない。

2 主要農作物の種子の生産及び普及は、県、種子生産者、関係機関等、指定採種団体その他関係者が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、主要農作物の種子の生産及び普及に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 県は、県内の気象、土壌その他の自然的条件に適し、かつ、収量、品質その他の栽培上の特性及び利用上の特性を備えた主要農作物の品種の育成及び選定を行うものとする。

3 県は、前二項の責務を果たすため、必要な体制を整備するとともに、種子生産者、関係機関等及

び指定採種団体との連携を図るものとする。

(種子生産者の責務)

第五条 種子生産者は、県が実施する主要農作物の種子の生産及び普及に関する施策に協力するものとする。

2 種子生産者は、種苗法(平成十年法律第八十三号)に基づく生産及び調整に係る基準を遵守するとともに、主要農作物の種子の生産に必要な知識及び技術の向上を図ること等により、主要農作物の種子を安定的に生産するよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第六条 関係機関等は、県が実施する主要農作物の種子の生産及び普及に関する施策に協力するものとする。

第二章 主要農作物の種子の生産及び普及に関する施策

(種子計画の策定)

第七条 知事は、毎年度、主要農作物の種子の安定的な生産及び供給に関する計画(以下「種子計画」という。)を定めるものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 主要農作物の種子の需給の見通しに関する事項

二 主要農作物の種子の生産を行うほ場の面積及び生産量に関する事項

三 主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種(以下「原種等」という。)に関する事項

(指定採種団体の指定等)

第八条 知事は、法人その他の団体であつて、次項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、指定採種団体として指定することができる。

2 指定採種団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 本県における主要農作物の種子の年間の需給の見通しを把握するための調査及びその結果の知事への報告に関する業務

二 種子計画に基づく主要農作物の種子の生産及び供給に関する業務

三 主要農作物の種子に係る残量処理、事故処理及び災害補償に関する業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

3 第一項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 指定採種団体は、その名称その他規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、そ

の旨を知事に届けなければならない。

(指定採種団体に対する監督等)

第九条 知事は、前条第二項各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定採種団体に対し、その業務に関し報告を求め、又は必要な指導若しくは助言をすることができる。

2 知事は、指定採種団体が前条第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定採種団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 知事は、指定採種団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(優良品種の決定及び試験)

第十条 知事は、県内に普及を促進する主要農作物の優良な品種（以下「優良品種」という。）を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により優良品種を決定するために必要な試験（第十九条において「優良品種決定調査」という。）を行うものとする。

3 知事は、第一項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、主要農作物品種審査会の意見を聴かなければならない。

(特定種子生産ほ場の届出)

第十一条 種子生産者は、知事から配布された原種等を用いて、前条第一項の規定により決定した優良品種の種子を、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて生産しようとするときは、あらかじめ、その経営するほ場の所在地その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をしたほ場（以下「特定種子生産ほ場」という。）を経営する種子生産者（以下「特定種子生産者」という。）は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定種子生産ほ場の審査等)

第十二条 特定種子生産者は、特定種子生産ほ場において栽培している優良品種の出穂、開花及び成熟の状況等についての審査（以下この条において「ほ場審査」という。）を受けなければならない。

2 知事は、ほ場審査の結果、第五項の規定により知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、特定種子生産者に対し、その旨を証する書面（以下「ほ場審査証明書」という。）を交付するものとする。

3 特定種子生産者は、前項の規定によりほ場審査証明書の交付を受けた特定種子生産ほ場において

生産された優良品種の種子の発芽の良否並びに不良な種子及び異物の混入の状況等についての審査（以下この条において「生産物審査」という。）を受けなければならない。

4 知事は、生産物審査の結果、第五項の規定により知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、特定種子生産者に対し、その旨を証する書面（附則第七項において「生産物審査証明書」という。）を交付するものとする。

5 ほ場審査及び生産物審査は、特定種子生産者の請求により行うものとし、審査の基準及び方法は、知事が別に定める。

6 知事は、特定種子生産者から前項の請求があったときは、その職員に審査をさせるものとする。

(特定種子生産者に対する指導等)

第十三条 知事は、特定種子生産者に対し、優良品種の種子の品質の確保及び安定的な生産のために必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(原種等の生産)

第十四条 知事は、ほ場の設置等により、特定種子生産ほ場において優良品種の種子の生産を行うために必要な優良品種の原種等の生産を行うものとする。

2 知事以外の者が、その経営するほ場において、優良品種の原種等（知事が特定種子生産者に配布することを目的とするものに限る。）を生産する場合には、前三条の規定を準用する。

(品種等の利用及び管理)

第十五条 知事は、県が育成した主要農作物の品種、優良品種の種子その他これらの生産に関する技術が適正に利用され、又は適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民に対する理解の促進等)

第十六条 県は、主要農作物の種子の品質の確保及び安定的な生産の重要性について、県民の理解の促進に努めるものとする。

2 県は、主要農作物を生産する農業者に対し、特定種子生産ほ場における優良品種の良質な種子の安定的な生産を維持するために、必要な協力を求めることができる。

(財政上の措置)

第十七条 県は、主要農作物の種子の生産及び普及並びに主要農作物の品種の育成及び選定に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 主要農作物品種審査会

(設置)

第十八条 知事の諮問に応じ、優良品種に関する重要事項を調査審議するため、主要農作物品種審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第十九条 審査会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 優良品種の決定基準に関する事項
- 二 優良品種決定調査に供される品種に関する事項（当該品種に係る優良品種決定調査の継続及び中止に関するを含む。）
- 三 優良品種決定調査の方法に関する事項
- 四 優良品種の決定及び廃止に関する事項
- 五 その他優良品種に関し必要な事項

(組織等)

第二十条 審査会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 学識経験を有する者
 - 二 関係団体の役員又は職員
 - 三 関係行政機関の職員
 - 四 県の職員
- 3 前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第二十一条 審査会に、会長一人及び副会長二人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長があらかじめ定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第二十二条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第二十三条 審査会に、幹事を置き、県の職員のうちから、知事がこれを任命する。

- 2 幹事は、審査会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会長への委任)

第二十四条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って

定める。

第四章 雑則

(委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(主要農作物品種審査会条例の廃止)

- 2 主要農作物品種審査会条例（昭和二十七年宮城県条例第六十号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に策定されている主要農作物の種子の安定的な生産及び供給に関する県の計画であつて、第七条第二項各号に掲げる事項を定めているものは、同条第一項の規定により策定された種子計画とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に県内に普及を促進する主要農作物の優良な品種として知事が決定しているものは、第十条第一項の規定により決定された優良品種とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に知事から配布された原種等を用いて、県内に普及を促進する主要農作物の優良な品種として知事が決定したものの種子を、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて生産している者は、第十一条第一項の規定により届出をした者とみなす。
- 6 この条例の施行前に県内に普及を促進する主要農作物の優良な品種として知事が決定したものの出穂、開花及び成熟の状況等についての審査の結果、知事が交付した証明書は、第十二条第二項の規定により交付された場合審査証明書とみなす。

- 7 この条例の施行前に県内に普及を促進する主要農作物の優良な品種として知事が決定したものの種子の発芽の良否並びに不良な種子及び異物の混入の状況等についての審査の結果、知事が交付した証明書は、第十二条第四項の規定により交付された生産物審査証明書とみなす。

(審査会の同一性)

- 8 この条例による廃止前の主要農作物品種審査会条例（以下「旧条例」という。）第一条の規定により置かれた主要農作物品種審査会（以下「旧審査会」という。）は、第十八条の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

(審査会委員の任命及び任期の特例)

- 9 この条例の施行の際現に旧条例第三条第二項の規定により任命された旧審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、第二十条第二項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなす。

この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における旧条例第三条第三項の規定により任命された旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(会長等の選任の特例)

10 この条例の施行の際現に旧条例第四条第一項の規定により定められている旧審査会の会長若しくは副会長又は同条第三項の規定により定められている順序は、第二十一条第一項の規定により定められた審査会の会長若しくは副会長又は同条第三項の規定により定められた順序とみなす。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

11 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表主要農作物品種審査会の委員の項を削り、同表に次のように加える。

主要農作物品種審査会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
---------------	---------	---------	---	---